



平成 29 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社マーキュリアインベストメント
代表者名 代 表 取 締 役 豊島 俊弘
(コード番号：7190 東証第二部)
問 合 せ 先 管理部兼コンプライアンス部管掌執行役員 中井 竜馬
(TEL. 03-3500-9870)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成29年3月30日開催予定の第12回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 定時株主総会において議決権を行使することができる株主を明確にするため、会社法第124条3項に基づき、定時株主総会の基準日に関する規定を新設するものであります(変更案第13条)。
- (2) 会社の意思決定を円滑に行うため、会社法第309条第1項に基づき、株主総会決議の方法に関する規定について定足数を排除するための変更を行うものであります(変更案第16条1項)。
- (3) その他、条文の新設に伴い必要となる条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更後
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(新設)	<u>第13条 (定時株主総会の基準日)</u> <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u>
第13条～第14条 (略)	第14条～第15条 (現行どおり)
第15条 (決議の方法) 1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがない限り、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主またはその代理人が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行</u>	第16条 (決議の方法) 1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、 <u>出席した株主の議決権の過半数をもって行</u>

う。 2. (略) 第16条～第39条 (略)	2. (現行どおり) 第17条～第40条 (現行どおり)
--------------------------------------	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 3 月 30 日 (木)
定款変更の効力発生日 平成 29 年 3 月 30 日 (木)

以 上